

# 改正放送法の概要と改正事項の例

---

NHK受信料制度等専門調査会 第三回会合資料

# 改正放送法の概要と改正事項の例

## (1) 概要

本年11月26日に参議院本会議で可決・成立した、放送法等の一部を改正する法律の内容は、次のとおり。

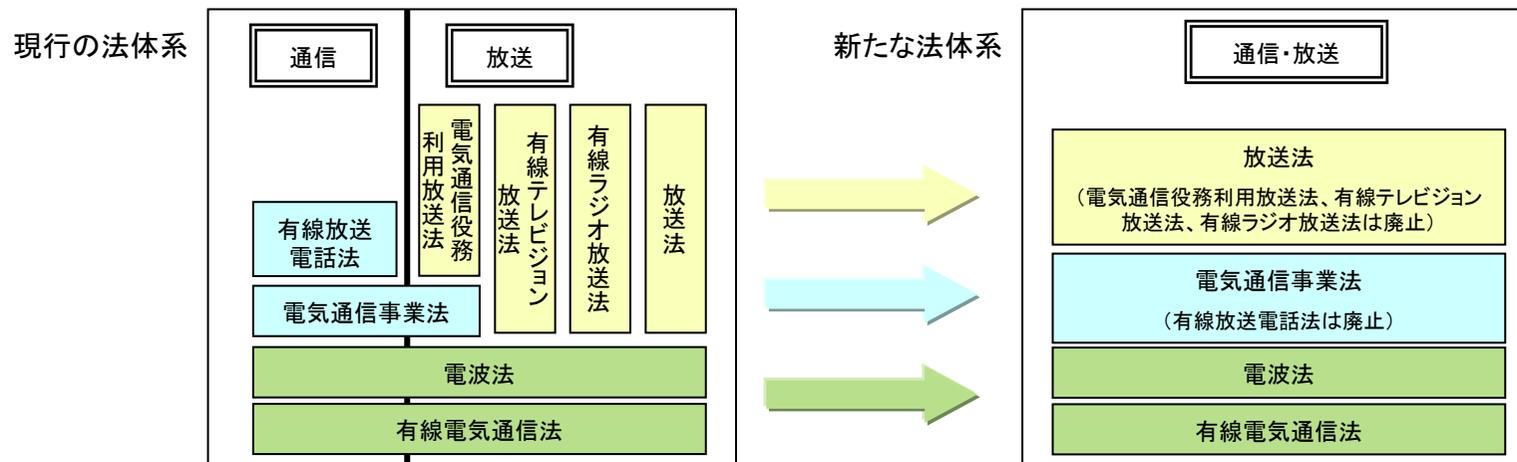
### 趣旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行う。

### 改正事項

#### 通信・放送法体系の見直し

放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う



#### 主な改正事項(放送法改正関係)

- 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
  - 放送について、「基幹放送」(放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送)と「一般放送」(基幹放送以外の放送)という区分を設ける
  - 基幹放送について、無線局の設置・運用(ハード)と放送の業務(ソフト)を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を設けるとともに、ハード・ソフト一致を希望する地上放送事業者のためには「免許」で足りる現行の制度も併存させる など
- マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- 放送における安全・信頼性の確保
- 放送番組の種別の公表
- 有料放送における提供条件の説明等
- 再送信同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備
- その他(放送関連4法の統合に伴う放送の定義の改正等)

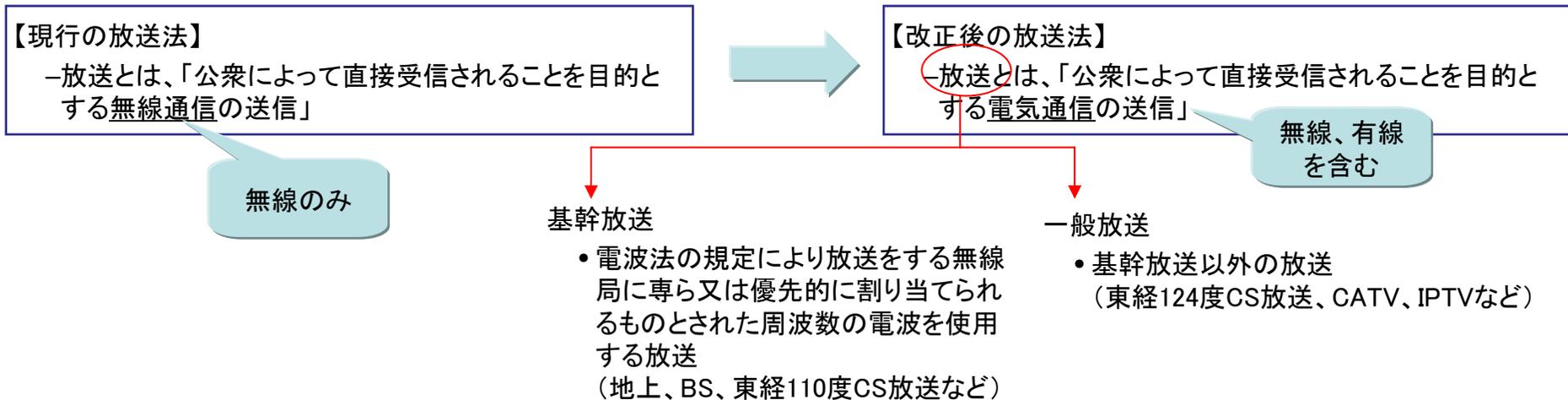
※他に、電波法改正関係、電気通信事業法改正関係もあり

# 改正放送法の概要と改正事項の例

## (2)改正事項の例 (1/2)

### 放送の定義の改正

放送が「電気通信の送信」と定義され、放送には無線も有線も含まれることとなる。そして、新たに、放送をする無線局に専らまたは優先的に割り当てられる周波数の電波を使用する「基幹放送」と、それ以外の「一般放送」に区分される。(NHKの放送は基幹放送に含まれる。)  
なお、放送の定義は変わっても、NHKの国内放送に係る業務規定の範囲に変更はない。



### 受信契約義務の対象の明確化

再放送(再送信)されたNHKの放送を受信する場合の受信契約義務について、その取り扱いが追加される。

条項も繰り下げ  
(現在は第32条)

【内容】  
第64条第4項として、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送(いわゆる再送信)は、NHKの放送とみなし、第1項から第3項の規定(受信契約締結義務など)を適用する、という旨の条文を追加

これは、従来より受信契約義務の対象とされていたものだが、準用規定を置くことで、受信契約の義務があることを、法律上、明確にしたというものである。

## 改正放送法の概要と改正事項の例

### (2)改正事項の例 (2/2)

#### 新旧対照表(放送の定義の改正)

現行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。</p> <p>⋮</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)をいう。</p> <p>二 「基幹放送」とは、電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。</p> <p>三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。</p> <p>⋮</p> <p>十三 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。</p> <p>⋮</p> <p>十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。</p>

#### 新旧対照表(受信契約義務の対象の明確化)

現行	改正後
<p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第32条</p> <p>⋮</p>	<p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第64条</p> <p>⋮</p> <p>4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。</p>

### ■第3回「受信料と受信契約に関する当面の諸課題について」【論点提起】

第2回の現状認識を踏まえ、さらに議論の深化を図るべく、整理を行っている。

#### 【受信料制度がもたらす前提について】

- ・表現主体としてのNHKを維持する規律—番組編集の自律、財源の独立の二本柱

#### 【総括原価方式、受信料額の決定について】

- ・設定期間の問題
- ・コンテンツという財の特性
- ・予算・決算制度が生む問題

#### 【財源の独立】

- ・国会で収支予算を「承認」し、料額・サービス範囲を定めるガバナンス

#### 【受信契約制度について】

- ・原点は、受益には着目しない「NHKを維持運営するための特殊な負担金」  
契約という外形  
契約の内容  
課題

#### 【免除・割引について】

- ・免除の限定性
- ・統一的説明について

#### 【衛星付加料金について】

- ・料金制度
- ・衛星放送そのものの位置づけ

#### 【対価性と受信料制度】